



後期高齢者医療制度に関する要望書

平成25年6月5日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は次の事項について必要な措置を講じられたい。

1 制度について

後期高齢者医療制度については、社会保障制度改革国民会議における議論の対象となっており、依然として先行きが不透明な状況が続いている。

このことは、現場を担う各広域連合にとって、今後の組織運営や財政計画等に大変苦慮するところである。

将来にわたり国民が安心して生活できるよう、医療保険制度に係る中長期的な方針を示し、国として万全の対策を講ずること。

- (1) 後期高齢者医療制度の見直し等に当たっては、社会保障制度改革国民会議における結論に基づき、速やか、かつ確実に実行すること。
- (2) 現行制度の運営が都道府県単位であることを踏まえ、制度運営に最も適した運営主体の在り方を明確にし、関係機関との調整を精力的に行うこと。
- (3) 制度見直しに際しては、国民、地方公共団体、関係機関等に混乱が生じないように十分な対策を講ずること。

2 費用負担について

後期高齢者医療制度における医療費については、高齢化の進行や一人当たり医療費の増加等により伸び続けている。

このことにより、保険料については平成 24・25 年度改定で全国平均約 6 % の上昇となっており、次期改定時においても大幅な増額が予想される場所である。

被保険者のみならず、現役世代、地方公共団体に対し過度の負担を強いることがないように、国として万全の対策を講ずること。

- (1) 医療給付費に対する定率国庫負担については、その割合を増加すること。
- (2) 現役並み所得を有する高齢者の医療給付費については、公費負担を行うとともに、増加する地方負担に対して地方財政措置を行うこと。
- (3) 負担の公平性を図るため、現行の後期高齢者負担率を、高齢者と現役世代の保険料規模に応じて分担する仕組みに改めること。
- (4) 現行制度における保険料軽減措置については、安定化を図る観点から恒久的な制度とし、財源についてもこれまでと同様、全額国費とすること。
- (5) 消費税率引上げに伴い、国民健康保険制度における保険料軽減措置を拡大するに当たっては、制度間の整合性を図るため、後期高齢者医療制度においても同様の措置を講ずるとともに、必要な財源は全額国費とすること。

3 財政支援について

- (1) 健康診査事業に対する国庫補助については、当該事業の確実な財源確保のため、従来どおり補助金として交付すること。
なお、対象者の抽出に当たっては、国において統一的な基準を設定すること。
- (2) 財政安定化基金については、保険料上昇抑制財源としての必要額を確保でき、かつ、本来の設置目的である基金事業に影響が生じないように、標準拠出率を定めること。
- (3) 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金については、広報事業（相談体制整備及び周知広報）に係る「後期高齢者医療制度臨時特例基金」を平成26年度以降も継続するとともに、事業に必要となる交付金について追加交付すること。

4 特段の配慮を求める事項について

- (1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故等により被災した被保険者に係る国の財政支援について
 - ① 警戒区域等以外の被保険者等に対し、一部負担金の免除及び保険料の減免措置を実施する広域連合については、既存の特別調整交付金とは別枠の財源を確保し、要した費用の全額を財政支援すること。
 - ② 警戒区域等に住所を有する被保険者については、一部負担金の免除及び保険料の減免に係る財政支援措置を延長するとともに、現在減免等の対象となっている被保険者については、警戒区域等の再編がなされても一律に同じ扱いとすること。
- (2) 今後予定されている診療報酬改定については、消費税率の引上げや現在の社会情勢を十分に考慮した上で、被保険者の理解を得られるよう、慎重な対応を図ること。
また、平成26年度の保険料率改定作業や財政運営に支障を来たさぬよう、最大限の配慮を行うこと。
- (3) 経過措置による不均一保険料の設定については、今なお医療費の乖離が続いていることから、引き続きその適用の継続を図ること。
また、高齢者医療制度の見直し等が行われた場合においても、公費負担による不均一保険料の制度を設けること。

平成25年6月5日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横尾 俊彦

